

身体拘束等の適正化のための指針

1 基本方針

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。三島中央病院訪問看護ステーション（以下、事業所）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止の意識を高め、身体拘束をしない支援・看護を実践するため本指針を作成する。

2 身体拘束の定義

厚生労働省が定める「身体拘束廃止・防止の手引き」に基づき、具体的な行為（例）は以下のようになっている。

- ①一人歩きしないように車いす、ベッドに体幹や四肢をヒモ等で縛る。
- ②転落しないようにベッドに体幹や四肢をヒモ等で縛る。
- ③自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をヒモ等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすから落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をヒモ等で縛る。
- ⑩行為を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

身体拘束がもたらす弊害

身体的障害：

関節拘縮、筋力低下、四肢の廃用症候群といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生等の外的弊害

食欲低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下等の内的弊害

拘束から逃れるために転倒や転落事故、窒息等の大事故を発生させる危険性

精神的障害：

本人は縛られる理由も分らず、人間としての尊厳を侵害

不安、怒り、屈辱、あきらめ等の精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発

拘束されている姿を見た家族に与える精神的苦痛、混乱、罪悪感や後悔

社会的障害：

看護・介護職員自身の士気の低下

施設・事業所に対する社会的な不信、偏見を引き起こす

身体拘束による本人の心身機能の低下は、その人の QOL を低下させるだけでなく、更なる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響を及ぼす。

3 身体拘束の適正化に向けた体制

身体拘束等の適正化に取り組むため、身体拘束等適正化検討委員会を設置する。

なお、本委員会の運営責任者および委員は、虐待防止検討委員会を兼任する。

- ①虐待防止検討委員会と同時開催とする。（年 2 回以上開催、個別開催も可）
- ②会議録を供覧し、全職員に周知する。
- ③身体拘束の弊害等について全職員が認識し、問題意識を共有するよう意識啓発のための活動を行う。
- ④委員会では次のような内容について協議する
 - ・身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ・身体拘束等の適正化のための職員研修の内容
 - ・身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策に関すること
 - ・再発防止策の評価

4 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針

- ①身体拘束等の適正化に向けて基礎的内容の知識の普及・啓発
- ②研修は 1 回/年以上実施する。新規採用時は必ず研修を実施する
- ③研修内容は研修報告書に記録し保存する

5 身体拘束等発生時の対応方法に関する基本方針

利用者本人の権利擁護を最優先するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

なお、「利用者の生命または身体を保護する緊急をやむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の 3 要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限る。

※「緊急やむを得ない場合」の対応とは、ケアの工夫のみでは十分に対処できない一時的な事態に限定される。

安易に「緊急やむを得ない」として身体拘束を行わないように慎重に判断する。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 2001 年 3 月）に基づく次の要件、手続きに沿って慎重に判断する。

「やむを得ず身体拘束を行う場合の３要件」以下の３要件をすべて満たすことを委員会等で検討、確認し記録する。

切迫性：

利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

※「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより、利用者の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

非代替性：

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するケアの方法がないこと。

一時性：

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること、また身体拘束を行う場合は、事業所による決定と訪問看護の計画書等への記載および本人・家族への十分な説明を行い、同意を得るとともに、必要な記録およびモニタリングを徹底し、早期の身体拘束解除を目指す。

6 利用者等に対する当該方針の閲覧に関する事項

職員等が本指針を自由に閲覧できる場所に設置するとともに、当事業所のホームページにも公表し、いつでも利用者および家族や関係者が自由に閲覧できるように配慮する。

7 その他

本指針に定めのない事項については、虐待防止のための指針の定めを準用する。